

奈良県告示第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長柄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年四月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	藪内 恒敏	天理市長柄町七三七
〃	堀田 信也	〃 〃 一〇一四―四
〃	飯田 時夫	〃 西長柄町二〇一―二
〃	飯田 隆造	〃 長柄町一八五九―二
〃	森田 啓司	〃 〃 七六四
〃	松永 好哲	〃 〃 七九一
監事	白川 信夫	〃 〃 八三二
〃	老田 重雄	〃 〃 四一〇―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	森本 宗孝	天理市長柄町七七三―二
〃	吉村 和美	〃 〃 三九九―一
〃	藪内 恒敏	〃 〃 七三七
〃	永曾 匡	〃 〃 七三三
〃	奥野 憲昭	〃 〃 八〇九
〃	畠中 清	〃 西長柄町一二〇
監事	白川 信夫	〃 長柄町八三二
〃	老田 重雄	〃 〃 四一〇―二